

河北町生ごみ処理機購入設置事業費補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般家庭から排出される生ごみの減量化と堆肥化による再生利用を促進するための事業を行う経費に対して補助金を交付することに関し、河北町補助金等の適正化に関する規則（平成9年規則第14号）に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 電気式生ごみ処理機 電気を使用し処理機内で生ごみを乾燥、減容及び堆肥化ができるものをいう。
- (2) コンポスト容器 土の中の微生物の力で生ごみを分解して堆肥化できるものをいう。
- (3) 生ごみ密閉式処理容器 EMボカシ菌(生ごみ発酵剤)を使用して生ごみを堆肥化できるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町内に住所を有し、居住している者とする。ただし、事業所等の法人を除く。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、電気式生ごみ処理機、コンポスト容器及び生ごみ密閉式処理容器（以下「生ごみ処理機等」という。）を購入（町内の販売店で購入したものに限る。）し、設置する事業とする。

- 2 生ごみ処理機等の購入は、同一年度内において1世帯1基まで（生ごみ密閉式処理容器においては2基まで）とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、生ごみ処理機等の購入に要した経費とする。ただし、資材（発酵促進剤、消臭剤等の薬剤等）は補助対象外とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、町長の定める予算の範囲において、次の各号に定める額とする。

- (1) 電気式生ごみ処理機 1基につき購入価格の2分の1以内の額で、20,000

円を限度とする。

(2) コンポスト容器 1基につき購入価格2分の1以内の額で、3,000円を限度とする。

(3) 生ごみ密閉式処理容器 1基につき購入価格の2分の1以内の額で、3,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、河北町生ごみ処理機購入設置事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 生ごみ処理機等のメーカー、型式及び生ごみ処理方式がわかる書類

(2) 購入価格が明示された書類又は見積書

(3) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の申請は、補助金の交付を受けた日から5年以上経過しなければ、再度申請し、補助金の交付を受けることができない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた者は、事業を完了したときは、事業完了後1月以内に河北町生ごみ処理機購入設置事業費補助金実績報告書(様式第2号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し

(2) 購入した生ごみ処理機等の写真

(3) その他町長が必要と認める書類

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年告示第9号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第24号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日告示第23号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第35号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の河北町生ごみ処理機購入設置事業費補助金交付規程の規定は、この規程の施行の日以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものは、なお従前の例による。